

定 款

一般財団法人Three Arrows Foundation

令和6年12月1日作成

一般財団法人Three Arrows Foundation 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人Three Arrows Foundationと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、以下を目的とする。

- 1 海外留学を望む学生に対する支援や学校に対する寄付等の教育支援
- 2 国内外の災害に対する復興支援等の災害支援
- 3 衛生環境が劣悪な国・地域に対する支援等の生活環境支援

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第6条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 牟田口宣孝

拠出財産及びその額 現金 300万円

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第8条 当法人に評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

第2節 評議員会

(権限)

第11条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第13条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第14条 理事長は、評議員会の開催日の3日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、通知を発しなけれ

ばならない。

2 前項の通知を電磁的記録をもって行う場合は、法令で定めるところにより、あらかじめ評議員から書面又は電磁的記録により承諾を得て行うものとする。

3 前1項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法189条2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第17条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第18条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

理事3名以上7名以内

監事1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名以上を業務執行理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務と執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(解任)

第 25 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 2 節 理事会

(権限)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第 32 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第 33 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 197 条において準用する第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般法人法施行規則第 62 条において準用する第 15 条第 3 項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間本店に備え置く。

(理事会規則)

第 35 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 5 章 定款変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第 37 条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 38 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 39 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 6 章 附 則

(設立時評議員)

第 40 条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	ブレイク・アール・カービー、和田清一、牟田口浩一
--------	--------------------------

(設立時役員)

第 41 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	牟田口宣孝、マーク・イー・ハウエル、アラン・ブルース・ラーセン
-------	---------------------------------

設立時代表理事	牟田口宣孝
---------	-------

設立時監事	高木施文
-------	------

(最初の事業年度)

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第 43 条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都港区赤坂七丁目 5 番 1 ー 1 2 0 2 号

設立者 牟田口宣孝

(法令の準拠)

第 44 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般財団法人Three Arrows Foundation設立のため、設立者の定款作成代理人である司法書士中居優は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 6 年 1 2 月 1 日

東京都港区赤坂七丁目 5 番 1 ー 1 2 0 2 号

設 立 者 牟 田 口 宣 孝

上記設立者 1 名の定款作成代理人

東京都豊島区東池袋 1 丁目 3 3 番 4 号

ニュー池袋ハイツ 1 2 0 5

司法書士 中居 優